

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 三好 秀和 様 〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門1丁目2番8号 虎ノ門琴平タ ワー	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 NTT-C2276	発送日 (日.月.年) 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/044214	国際出願日 (日.月.年) 12.11.2019	優先日 (日.月.年) 26.11.2018
国際特許分類 (I P C) C01B 3/08(2006.01)i FI: C01B3/08 Z		
出願人 (氏名又は名称) 日本電信電話株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">27.01.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">▲高▼橋 真由 4G 4490</p> 電話番号 03-3581-1101 内線 3416
--	--	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2	有
	請求項	1, 3-5	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2018-176155 A (有限会社アクアサイエンス) 15.11.2018(2018-11-15)

[0015]-[0024], [0053]-[0063], [0080]-[0081], 図6, 図7 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2004-123517 A (渡辺正夫) 22.04.2004(2004-04-22)

[0006]-[0007]

& US 2004/0208820 A1 [0006]-[0007]

請求項1、3-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、水栓からシャワーヘッドの吐出口に至る水路の中途に、該水路へ水素を連続的に供給可能な水素供給部を備える水素発生シャワーであって、水素供給部は、水路の中途に設けられる中空の外筒と、該外筒の内部に装着されて水素発生剤を収容する水素発生槽としての内筒を有し、内筒の上流端側に水路の上流からの水流の一部を導入する通水弁が設けられるとともに、内筒の下流端側には気体のみを排出する気体排出部が設けられた構成を有し ([0015]-[0024], [0053]-[0063], [0080]-[0081], 図6, 図7)、水素発生剤として金属マグネシウム等が収容されてなるものが記載されている ([0022])。そして、かかる構成を有する水素発生シャワーでは、内筒の内部において水素発生剤と水とが反応して水素が発生するとともに、気体排出部から排出された水素が外筒の内部かつ内筒の外部を流れてきた水中に放出され、それにより、シャワーヘッドの吐出口から水素が多量に含有された水素水を吐出することが可能となる。そうすると、文献1に記載された発明において、水路、金属マグネシウム等を収容する水素供給部の内筒、及び、内筒から排出された水素が水中に放出される外筒の下流端側は、それぞれ「水流経路部」、「水素発生部」、及び、「水素回収部」に相当するといえる。

ここで、文献1に記載された発明では、内筒において水流との摩擦により水素発生剤である金属マグネシウムの表面被膜が剥離することは明記されていないものの、[0081]に記載されているように、水路へ水素を連続的に供給可能であり継続して水素水を製造可能であることから、金属マグネシウムの表面に酸化物等の被膜が形成されると水との反応性が弱くなり、該被膜を除去して新生面を形成すると良好な水との反応性が維持可能との技術常識を考慮すると (必要であれば、文献2を参照)、この場合でも、金属マグネシウムの表面に形成される酸化物等の被膜は水流により除去されて新生面が形成されると認められる。したがって、文献1に記載された発明でも「流入する溶液との摩擦により自体である金属の表面被膜を剥離して活性面を露出させる」との条件を充足する蓋然性が高いといえ、請求項1、3-5に記載された条件を充足し得る。

請求項2に係る発明は、文献1により、進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において、水素供給部は水路における中途のいずれの箇所にも配置可能と認められるところ、図6に示すU字状をなすシャワーホースにおいて、高所から低所へ水路が形成されるU字上流側に該水素供給部を配置すること (すなわち、請求項2) は、当業者が容易に想到し得ることである。